

文例（配偶者に一切の財産を相続させたい場合）

①相続人が配偶者しかいない場合

第1条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

第2条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所	東京都〇〇区〇〇・・・
職 業	〇〇〇
氏 名	〇〇〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

相続人が配偶者しかいない場合は、上記の遺言で十分だと考えられます。

｜相続人に注意

相続人が配偶者しかいないと思っても、法律的に相続人がいることはよくあることです。その場合に遺言書を残していないと、配偶者以外の者に財産が行く可能性があります。戸籍謄本を取り寄せて、本当に相続人がいないかどうか確認する必要があります。戸籍謄本の見方は複雑な場合がありますので、弁護士などの法律専門家に相談して確認してみましょう。

ちなみに、子がいない夫婦の一方が死亡した場合、残された配偶者と被相続人の両親（相続分は、配偶者が3分の2、両親が3分の1）、もしくは両親（直系尊属）が亡くなっている場合は、配偶者と兄弟姉妹（相続分は、配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1）が相続人となります。夫婦で築いた財産が、両親（直系尊属）ならまだしも兄弟姉妹にも配分しなければいけない場合があります。しかも兄弟姉妹のうちすでに亡くなっている者がいた場合は、甥や姪が代襲して相続人となります。

文例（配偶者に一切の財産を相続させたい場合）

②相続人が配偶者と子の場合 1

第1条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

第2条 遺言者は、祭祀主宰者として、長男〇〇〇〇（生年月日）を指定する。

第3条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

私は永年にわたって苦楽を共にし、私に尽くしてくれた妻〇〇に感謝しています。愛情をこめて育てた大切な長男〇〇、二男〇〇も、それぞれが独立し、幸せな家庭を築き、安心している次第です。

さて、本遺言で、妻〇〇だけに財産を残すことにしたのは、私の亡きあと、妻の生活がとて心配だからです。子供たちにとっては不満が残る内容かもしれないが、私の最後の願いだと思い、どうか本遺言どおりに、お母さんに財産を残してあげてほしい。

最後に、素晴らしい妻、子供たちに恵まれたことに心から感謝します。

相続人が配偶者と子の場合、配偶者に一切の財産を相続させたいときは、子の遺留分に注意する必要があります。ただし遺留分は、遺留分権利者が請求して初めて問題が生じますので、遺留分を無視した遺言を作成できないわけではありません。配偶者と子で紛争が生じない関係が成立している場合は、上記のような遺言でもよいでしょう。

｜付言事項を利用

原則遺言には何を書いても構いませんので、遺言を書くに至っての動機や心情、財産配分の理由、相続人等に対する希望や感謝の言葉等を「付言事項」として書くことができます。理由があつて、不公平な配分をする場合や、どうしても遺留分を無視した遺言をする場合は、どうしてもそのような相続分の指定になったのか、その理由と想いを付言事項に書いておくとよいでしょう。付言事項に書かれた遺言者の意思を組みとって、遺留分を侵害された相続人が減殺請求を行わないことも考えられます。また、遺言という最後のメッセージに家族への感謝の想いを書いておくのもよいでしょう。ただし、付言事項には、法的な強制力はありませんので、付言事項を守るか守らないのかは、相続人次第になります。

文例（配偶者に一切の財産を相続させたい場合）

③相続人が配偶者と子の場合 2

第1条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

第2条 長男〇〇〇〇（生年月日）に対しては、その居住する自宅（不動産の表示）を購入する際に、金〇〇〇〇万円を贈与したので、相続分はないものとする。

第3条 遺言者は、祭祀主宰者として、長男〇〇〇〇を指定する。

第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・

職 業 〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

相続人が配偶者と子の場合、配偶者に一切の財産を相続させたいときは、子の遺留分に注意する必要があります。ただし遺留分は、遺留分権利者が請求して初めて問題が生じますので、遺留分を無視した遺言を作成できないわけではありません。トラブルを避けるためには、当該相続人に事前に遺留分放棄を依頼するか、特別受益の持戻しを利用するなどの方法があります。

｜特別受益を利用

生前に遺言者のから特別受益（結婚に際して多額の持参金をもらったり、事業を興すのに資本金を出してもらったり、などの生前贈与）を受けた場合は、原則持戻し計算によって得た具体的相続分で計算されます。特別受益の額によっては、相続分をゼロにしても結果的に遺留分を侵害しない場合があります。遺言書に生前贈与の具体的な内容および金額までしておくとうりやすいでしょう。

ただし、生前贈与の額が遺留分より少ない場合は、その足りない分について遺留分減殺請求権が発生しますので、遺言を作成の際は、推定相続人の遺留分を算出し、確認しておく必要があります。遺留分の計算については弁護士などの専門家に相談することをお勧めします。また遺言執行者を指定しておくことで、遺言どおりの執行が期待できます。相続開始後の相続人の負担も軽減されますし、手続きが円滑に進みます。

文例（配偶者に一切の財産を相続させたい場合）

④相続人が配偶者と遺言者の父母の場合

第1条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

第2条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

私は、私に尽くしてくれた妻〇〇に感謝しています。苦勞して私を育ててくれた両親にも、心から感謝しています。残念ながら、私たちには子には恵まれませんでした。夫婦仲良く永年にわたって苦樂を共にできたことを、大変幸せに思います。

ただ、妻ひとり残して先立つことがとても心苦しく思い、私の財産の一切は妻に残すことを決めました。両親にも十分な親孝行が出来なくて申し訳ないと思いますが、これからも兄の家族と仲良く、幸せに暮らしてくれることを願っています。

最後に、素晴らしい家族に恵まれたことに心から感謝します。

相続人が配偶者と遺言者の父母の場合で、配偶者に一切の財産を相続させたいときは、父母（直系尊属）の遺留分に注意する必要があります。ただし遺留分は、遺留分権利者が請求して初めて問題が生じますので、遺留分を無視した遺言を作成できないわけではありません。ご両親であれば、子である遺言者の意思を尊重し、遺留分を放棄してくれることも十分に期待できます。事前に遺留分放棄を依頼するか、もしくは付言事項を残しておきましょう。

｜付言事項を利用

原則遺言には何を書いても構いませんので、遺言を書くに至っての動機や心情、財産配分の理由、相続人等に対する希望や感謝の言葉等を「付言事項」として書くことができます。理由があって、不公平な配分をする場合や、どうしても遺留分を無視した遺言をする場合は、どうしてもそのような相続分の指定になったのか、その理由と想いを付言事項に書いておくといひでしょう。付言事項に書かれた遺言者の意思を組みとって、遺留分を侵害された相続人が減殺請求を行わないことも考えられます。また、遺言という最後のメッセージに家族への感謝の想いを書いておくのもよいでしょう。ただし、付言事項には、法的な強制力はありませんので、付言事項を守るか守らないのかは、相続人次第になります。

文例（配偶者に一切の財産を相続させたい場合）

⑤相続人が配偶者と遺言者の兄弟姉妹の場合

第1条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

第2条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

本遺言があれば、私の兄弟姉妹には遺留分がないので、私の一切の財産をあなたが相続できます。安心してください。

｜相続人に注意

遺言者の夫婦に子がない場合は配偶者がすべて相続出来ると思われがちですが、そうとは限りません。遺言書を残していないと、配偶者以外の者に財産が行く可能性がありますので、注意しましょう。子がない夫婦の一方が死亡した場合、残された配偶者と被相続人の両親（相続分は、配偶者が3分の2、両親が3分の1）、もしくは両親（直系尊属）が亡くなっている場合は、配偶者と兄弟姉妹（相続分は、配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1）が相続人となります。夫婦で築いた財産が、両親（直系尊属）ならまだしも兄弟姉妹にも配分しなければいけない場合があります。しかも兄弟姉妹のうちすでに亡くなっている者がいた場合は、甥や姪が代襲して相続人となります。ただし、兄弟姉妹または甥姪には遺留分はありませんので、遺言で、配偶者に一切の財産を相続させることによって、兄弟姉妹または甥姪などに財産を渡すようなことはなくなります。

｜付言事項を利用

付言事項として、「兄弟姉妹には遺留分がないので、兄弟姉妹に遺留分を請求されても、渡すことはない」ということを一筆書いておけば、配偶者も安心でしょう。